

〔講演録〕

民法と宗教法 ——墓地使用権の法的性格——

竹 内 康 博

竹内：皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、愛媛大学の竹内と申します。所長から墓地法関係の第一人者という身に余るお言葉いただいたのですが、第一人者ではありません。以前から言っているのは、5本の指には入るということです。なぜ5本の指に入るのかというと、5人もいないのです、墓地法の研究者が。私が研究を始めた頃に多分5人くらいいたと思うのですが、私よりも年配の方ばかりでした。もう今はお墓に行ってしまったと言っていいのかなということ。さらに、若い人たちが、なかなか入ってきてくれないという、特殊な分野ですから、それで5本の指に入るということです。第一人者ではありませんと、まず断っておきます。

本日の演題を、「民法と宗教法」にさせていただきました。私は一応、民法学者ですから、民法学者が何でお墓を研究いるの？という、そのへんのことも含めて、お話をしたいと思います。

そもそも、宗教の話となると、実は宗教の定義自体、非常に難しいです。レジュメを見てください。まずは、民法と宗教がどのように関係するのかということ。皆さんは1年生ですので、民法についてはほとんど勉強していないと考えてもいいと思いますが、民法33条の規定です。実はこの33条は、かつて改正問題があり、そのとき、宗教界を巻き込んだ議論がありました。ここには何が書いてあるかということ、法人という規定です。「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ成立しない」その次ですが、「学術、

「技芸、慈善、祭祀、宗教」、ここに宗教が出てきます。「宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めることとする」となっています。ここに「宗教」が入っていて、宗教の公益性、公の利益はどこにあるのかということが、問題になります。宗教って何なのだろうか。本当に公益性があるのだろうかといったときの根拠法がこれです。一時期この条文から、祭祀とか宗教を取ってしまおうかという意見もあったくらいです。そこで、何とか宗教を残そうと、全日本仏教会などがかなり運動をしたと聞いています。それもあって、これが残ったということです。これに基づいて、その下にあります宗教法人法という法律があり、宗教法人を作る際の根拠法になっています。法学部だからといって、宗教法人法の授業はないと思います。そんなことやっているところはありません。愛媛大学も当然やっていませんけれども、そういうレアな法律が作られています。これは、昭和26年にできた法律ですが、設立の手続きで、「宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄官庁の認証を受けなければならない」として、認証事項を規定しています。愛知学院大学の経営母体は、曹洞宗ですが、これは包括宗教法人であり、日本全国に数多くの末寺を持っていますので、当然この場合には、今で言う文部科学大臣の認証を得て、法人格を持っているということになります。

普通、宗教法と言いますと、憲法の問題が出てきて、多くの憲法学者が宗教法に関わっています。特に信教の自由について、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」となっています。愛知学院大学のことを度々言って申し訳ないのですが、私学助成というものが、私立の大学には出ています。出てはいるの

ですが、国の税金を直接私学に入れると、憲法上引っ掛かるかも分からない。多分、その恐れがあるのだろうということで、私学助成については、宗教法人が経営に関わっている学校法人があるので、一旦私学財団にお金を入れて、そこからそれぞれの法人に配るという、そういう政教分離が、徹底しているのが日本の特徴です。

ところで『日本人は本当に無宗教なのか』という本が最近出版されました。いつかと言いますと、今年の10月15日発行となっています。大学の書籍部にもあると思いますが、ちょうど昨日来る飛行機の中で読んで来まして、「そうなんだ」ということがありましたので紹介します。私に今、「あなたの宗教は何ですか」と聞かれると困ってしまいますが、実家の仏壇から考えると、曹洞宗ですと答えると思います。曹洞宗ですけれども、曹洞宗で知っていることと言ったら、永平寺という本山があって、道元先生が始めた、ぐらいで、あとは何も知りません。それで信仰しているかという、よく分からないものですから、「何でしょうね」ということになります。とりあえず、「仏教であったら、曹洞宗かな」と言えるかもしれませんが、日本人の大半は、「無宗教」と答える人が多いそうです。ただし、ヨーロッパとかイスラームの世界に行くと、「無宗教ってどういうことだ」と、必ず聞かれます。彼らにとっては、宗教が日常生活に入ってきています。まさに、入り込んでいるということです。

今回のタイトルに「宗教法」が入っていますが、「宗教法」とは何なのかということを、今回調べてきました。私は、長い間宗教学会の会員ですけど、宗教法の定義も考えたこともない、いい加減な会員だと思っています。「宗教法」を調べてみると、「宗教において伝統的に説かれている倫理規定・道徳律を指す」となっています。具体的には、ユダヤ法では、ハラールと書いてありました。キリスト教法のカノン法。イスラーム神聖法のシャリーア。こういうものが宗教法と言われています。

例えば、イスラーム教ですが、私は来月、イスラーム教の人たちの墓地調査で山梨県に行くことになっています。実はイスラーム教という宗教では、火葬が認められていません。土葬です。日本全国に現在 7 か所、イスラーム教徒の人たちのお墓があります。その中で、1 番西にあるのが神戸です。神戸から西にはありません。まして、私が住んでいる四国には、イスラーム教徒の墓地はありません。じゃあ、どうしたらいいのだろうか。「困っています」という記事が、西日本新聞に出ていました。その記事を頼りに、今年の 5 月に大分まで調査に行ってきました。大分では、どういうことを行ったかという、別府にある別府キリスト教会が、土葬の墓地を持っています。そこで、これはあくまでも教会の神父さんの善意で、そのイスラームの人たちのために墓地を提供したということでした。

愛知県では、どうなるのかなと思っていますが、国際化・国際化と言っているときに、お墓がないというのは、あまりにも失礼ではないかと思います。しかし、実際には土葬の墓地は、できないだろうと思います。別件で訪問した福岡市の担当者にも聞きましたが、「住民の反対があつて絶対できません」、「うちは、一切やりません」と、明言されました。困ったなと思いますけど、今後どうなるのか大問題です。来月の山梨調査に期待しています。宗教法には、このような問題もあります。

これに対して、先ほど所長がおっしゃいましたように、愛知学院大学には宗教法制研究所が設けられており、その規程第 3 条に目的として、「本研究所は宗教法制に関する総合的研究を行い、我が国斯界発展に貢献することを目的とする」とあります。宗教法制という、「制」の字がついていますが、宗教法とは、先ほど言った宗教法人法をはじめ、憲法、民法、その他の法の宗教に関連規定ということだと思います。

先ほども言いましたが、私は現在、宗教法学会という学会に所属

しています。そこの会則を見ますと、3条に「本会は、一切の政治的、宗教的立場を離れて宗教法に関する研究・討論を行ない、法学の進歩に寄与することを、目的とする」と書いてあります。宗教法という言葉は出てくるのですが、定義がされていません。定義もなく、私は、もう何十年も入会しているのですけれども、会員の皆さんが、それぞれに、これが宗教法だと思って、研究しているのかなと思います。私は、お墓の法律について研究していますが、「お墓の法律が宗教法だ」とは言えないとしても宗教法の一部と考えています。来月、宗教法学会がありますから、会員の皆さんに、「宗教法って何なの」と聞いてみようかと考えています。学会では聞けませんから、懇親会の席で、「どうなのでしょう」と聞いてみたいなと思っています。「宗教法」は、モヤモヤとしたものなのかなということです。

ところで、宗教については、日本人には、なかなか理解されにくいと言われていています。宗教社会学という学問があります。外国の宗教社会学者の人たちで、日本に来る時期によってですが、本当に困ってしまうということを聞いたことがあります。皆さんにお聞きします。去年の12月に、皆さんがどういう行動をしたのかを、質問します。12月24日、日本全国で何をしているかということ、クリスマス・イヴですので、名古屋の栄にも聖歌隊が出たりして、いろいろなことやっています。そこに、なぜかクリスマスケーキなるものが出てくるわけです。いつ頃始まったか知りません。ケーキ屋さんの陰謀だと思います。このクリスマスケーキ、去年食べた人、どれぐらいいますか。クリスマス・イヴが、どういう行事か分かりますよね。イエス・キリストの誕生日の前夜祭です。だから12月の頭に日本に来た宗教社会学者は、日本はキリスト教の国だという、驚くような反応を示します。その後、これは、日本人の凄さですが、1週間経つと12月31日がきます。まさかないと思いますが、去年12月31日

に、除夜の鐘をついた人はいますか。いないですよ。それでは、今までにお寺に行って、鐘をついたことある人って、どれくらいいますか。結構いますね。何の抵抗もなくつけると思います。もともと除夜の鐘というのは、人間には108の煩惱があるということで、鐘の音と共にそれを流してくれると言われていますが、これは、仏教の行事です。その仏教の行事を、何の抵抗もなく行えるのが日本人です。除夜の鐘というのは、全国各地のお寺で行われますが、「ゆく年くる年」という番組がありますので、その番組の中で流されます。紅白歌合戦は別として、それが終わった後、各放送局が「ゆく年くる年」を放送するわけです。それを見ながら鐘の音を聞いて、「ああ」っていうふうに思うのかどうかは知りません。その後です。その後、どうするのかということですが、初詣に行くことになります。これは多いと思いますが、神社にお参りに行った人は、どれくらいいますか。先生、手を挙げていただいて、ありがとうございます。本当に、わずか1週間です。1週間の間に、キリスト教と、仏教、最後の初詣は、神道といます。日本の土着宗教と言うのでしょうか、日本独特のもので。日本人は、この3つの宗教の行事を掛け持ちできる。だから、決して無宗教ではない。多宗教なのかなという気がします。そういう日本人の特性があるのではないかという気がします。先ほど言いました、宗教法という法律を厳格に守らなければいけないというと、日本はちょっと違うのかなというようなことを感じています。

それでは、宗教法と民法との関係について、全くないわけではないということを理解していただいたとして、今日のテーマである、お墓の関係を話したいと思います。

お墓の関係というと、皆さんは、お墓参りに行ったことがあると思います。今年、お墓参りに1度も行ってない人、どれくらいいますか。かなりいるはず。特に若い皆さんは、お墓参りって何っ

ていう、感じになるかも分かりませ。受験の前にお参りに行って、受験が終わって合格したら、「ありがとうございます」と、ご先祖様に報告するというのを、行ってきたのが日本人だと思うのです。どうも、最近はそれもなくなってきているのかなと思います。

お墓参りに行ってない人は、ちょっと想像してみてください。皆さんが行くお墓には、どのようなところがあるかということ、1つはお寺。お寺の境内の横にあるお墓というのが1つ。それから、最近でいきますと、地方公共団体。ここは日進市ですよ。そういう地方公共団体が経営しているお墓。あと、これが意外と多いんですけど、地方出身の人で、「お墓は裏山にあるよ」、「そのへんのところにありますよ、お墓は」、と言う人たちがいます。そういうのを、集落のお墓とか、個人のお墓と言います。また、最近では、結構コマースでも流されている、いわゆる郊外の「〇〇霊園」という綺麗に整備されているお墓に分かれると思います。

皆さん方のお墓参りのお墓についてお聞きします。お寺のお墓に行きという人、どれぐらいいますか。お寺、やはり多いですね。次に、村というか、集落のお墓に行く人はどれぐらいいますか。数人ですね。次に、地方公共団体。近くで言うと、八事霊園がそうです。名古屋市が経営しています。ある程度いますね。ということで、お墓といっても種類があり、それぞれ違いがあることを考えてください。

レジュメの1ページ目の下のところを見てください。宗教法における墓地法の位置づけと考えています。まず、伝統的な墓地というのが、明治期以前。明治よりも前にどんなお墓があったのだろうか。どういうふうに調べるのかということですけど。お墓には、墓石が残っています。墓石っていうのは、材質にもよりますが、意外と古いのが残っています。江戸中期ぐらいからの墓石が、多分読めます。私が読んだのは、元禄時代の墓石の文字を読んだことがあります。そういうものが、伝統的な墓地ということで、明治以前はどのように

なっていたかということ、1つが個人墓、個人のお墓です。屋敷墓とも言いますが関東地方から北の方に結構あります。自分の家の敷地の中に、お墓作るものです。勝手にお墓作るって、これ、当たり前なのです。当たり前というか、お墓に関する法律ができるのは、明治17年です。それ以前には、お墓に関する法律というのは、体系的なものはありませんでした。ですから、私が調査に行くと、「昔からやっているのだから、何でそんな、後から法律作っておいて何言っているのだ」って怒られるのです。「まあ、そう言わずに。日本は法治国家ですから」と言いますが無視されます。そういう状況です。個人墓というのは沢山あります。そのほかに集落墓地があります。以前は部落墓地という言葉を使っていましたが、やはり部落という言葉を使うのはよくないということで、現在は集落という言葉をあえて使うようにしています。これは、いろいろなやり方がありますが、一般的には集落の人々が共同で経営するお墓です。それから、あとは寺院です。これも、仏教系寺院が圧倒的です。これは、江戸時代に、寺請制度が江戸幕府によって進められました。要するに、キリシタン禁制のための政策です。キリスト教徒ではないことを証明するために、必ずどこかのお寺に所属しなくてはならない。そのためにお寺ごとに宗門人別帳を作ります。江戸幕府がそういうことをやりましたから、結局、寺院の経営する墓地というもの、結構出てきたといわれています。ただし、お寺自体が、明治以降激変します。それは何かと言うと、明治政府が行った神仏分離と廃仏毀釈です。神道と仏教を完全に分けて、それで、仏教のお寺をどんどん潰していく。一般には北から始まったと言われていて、北からというのは青森ですが、津軽藩から始まって、だんだんずっと南のほうに来て、近辺でいくと苗木藩、岐阜県ですけれども、廃仏毀釈が盛んに行われました。そういう形で、お寺がどんどん潰されていく。そうするとお墓だけ残るといって、そんなこともありました。こうい

う歴史的な中で、お墓というのは、しぶとく存在してきたと考えたほうがいいかなと思います。

次に、地方公共団体が経営する墓地が、出てくるのですが、これは、現在の東京の都営霊園です。なぜか都営霊園が残ってしまったというか、当時は東京市から始まって、東京府になって、東京都になりました。なぜこんなふうになったかと言いますと、これも明治政府がすごいことを始めます。昨日は、即位の礼ということで、伝統的な行事が行われたということです。明治になって、明治政府は明治6年に火葬禁止令を出します。火葬禁止令とは何でしょうかということですが、要するに、死者を火葬してはいけない。火葬してはいけないということになると、当時は、江戸から東京になったばかりで、そこでは、土葬の墓地が足らなくなりました。足らなくなってしまうものですから、9か所を選んで、そこを土葬用の墓地を作りました。それが、現在の青山・谷中・雑司ヶ谷・染井の各墓地です。その経営主体が東京市から東京府、東京都と移って行って、現在では東京都の都営霊園になっています。東京都以外で、道府県が霊園を経営しているところはありません。市町村が墓地経営を行っています。しかし、どこの市町村も持っているかという、そうではありません。地方自治法という法律が戦後にできます。その地方自治法の中に、地方公共団体の業務として、墓地、火葬場が規定されました。そこで、各地方公共団体は墓地を作ったと思っていたところ、何年前か厚生労働省の研究で分かったのが、全国の地方公共団体、いま平成の大合併でかなり減りましたが、1,700くらいあります。そのうちお墓を持っているところは、3分の2ぐらいです。3分の1は墓地を持っていない、経営していないというのが、地方公共団体だそうです。「えっ」というふうに思いました。いわゆる地方公共団体、3分の2以上は一応持っていますから、それも結構大きな供給源になっていると思います。

それから、次のページのところです。民法法人と書いてあります。皆さん方、民法総論を勉強するのは来年ですかね。そこに、法人という規定があり、その中に民法法人ということで、財団法人と社団法人が出てきます。新しく、民法が改正され、公益法人法という法律ができて、墓地経営については、公益法人が好ましいという厚生労働省の指導もあって、公益財団法人か公益社団法人が墓地経営に当たることになっています。問題になったのは、果たしてすべての法人が公益法人になれるかどうかということでした。例えば、日本相撲協会です。日本相撲協会は、財団法人です。日本の伝統だそうなんですけど、相撲は。そうですかね、よく分かりませんが。「最近の盛り上がりからしたら、ラグビーを伝統行事にしたほうがいいのではないか、これから先は」と思うくらいですけど。とりあえず日本の国技ということで、大議論になりましたが、公益財団法人日本相撲協会となりました。この公益を取るか取らないかという問題は、民法の授業で聞いていただければと思います。

ところで皆さん、今年になってカラオケに1度も行ってない人はいますか。少しですけど、いますが、他の人はみんな行っていますね。カラオケに行くと、1曲歌うと、著作権料というのが発生します。主に、作詞家と作曲家。あれ、どこにいくのかということですけど、歌を作った人たち個人に行きます。けれども、それを誰が管理しているのかということです。JASRAC・日本音楽著作権協会があります。ここが90%ぐらいの曲を管理しています。このJASRACは、何をしたかという、この法人のところです。公益法人になることを諦めました。そもそも公益じゃないですし、めちゃめちゃ稼いでいます。1曲歌う度に著作権料が発生するということです。JASRACは一般社団法人です。見てください。ちゃんと書いてあります。関係者の人に聞いたら、「いや、公益なんて全然考えていません。私たちは」というような、「これから世界に向かっ

て頑張るのです」ということを言っていました。

そのような中で、お墓のことを考えると、現在の墓地は、先ほど話しました、宗教法人が経営しているものもある。経営という言葉を使いますが、後で出てくる法律に書いてあるので、墓地の経営という言葉を使います。本来は、墓地の管理だと思います。一応、法律の文言上、経営というふうに書いてありますので、経営としておきます。そこで、宗教法の一部として、墓地法も研究対象と考えられるというのが、私の意見です。もし、これがないと、私の研究は何になるのかとなってしまいます。中でも寺院の墓地です。お寺の墓地については、正に宗教法の一部と考えていただいたらいいのかなと思います。

そこで、お墓に関する法律はどうなっているのかということで、今日、ここに持ってきました。『逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律』これが唯一の法律です。六法には載っていません。1番大きな六法全書には載っていると思いますが、ごくごくまれな法律だと思ってください。これが唯一の法律であって、その下に法律の施行細則があります。法律が施行された当時は厚生省ですので、厚生省令。現在は、厚生労働省令です。その下に、各都道府県、これは愛知県のものを入れておきましたが、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」です。細則というのが、愛知県の場合は規則として昭和24年に作られています。

更に現在では、地方分権推進法が施行され、墓地の経営許可等の権限が県から各市区町村に移管されました。権限は現在、全て市区町村にあります。これもまた問題で、上手くいっていない。というか、今までそういうことをやっていないところもあるのですから、墓地行政としては、かなり混乱をきたしています。上手く回っているところと、そうじゃないところというのがあって、今後それがどうなるのだろうかということです。

そこで、墓地についての経営関係を考えます。墓地使用権の法的性格は、何でしょうかということになります。皆さんは、まだ民法を勉強していないからこれからだと思いますが、民法897条に、祭祀財産の承継に関する規定があります。これは、お墓を誰が後を継いでいくのかという規定です。お墓以外の財産については、皆さん方も高校のときに現代社会で多少習っていると思いますが、戦後の民法改正によって、均分相続になりました。相続人みんなが平等に、男性も女性も、相続しますよというふうに、法律が変わりました。というのは、今から75年ぐらい前の法律、これを明治民法と呼んでいます。明治民法はどうなっていたかということです。

お聞きします。男性で、長男の人、手を挙げてくれますか。ありがとうございます。今度は、女性で、長女の方、手を挙げてください。それでは、長女で、なおかつ男の兄弟のいない人、手を挙げてください。今、女性で手を挙げてくれた皆さんは、明治民法では、推定家督相続人と言います。そして、推定家督相続人同士は、婚姻できません。いくら相思相愛であっても婚姻できません。というのが、戦前の民法です。実は、私の父親は一人っ子、母親も一人っ子です。2人とも推定家督相続人同士で、結婚できませんでした。しかし、戦争が終わり、日本政府はポツダム宣言を受諾しました。その後、日本語句憲法が制定され、民法の大改正が行われますが、ポツダム宣言の中に、封建的な制度に関する法律はすべて停止することになりました。私の母親と父親は明治民法の執行停止中に結婚しています。それで、私が生まれたというわけです。戦争が長引いていたら親父が死んでいますので、一緒かなとは思いますが、そういう法律がありました。

相続については、家督相続と言って家督相続人、一般には長男がすべての財産を相続するという規定でした。それを均分相続に改正しました。しかし、改正の際に問題になったのが、祭祀財産です。

民法上は、現行の897条です。「系譜、祭具及び墳墓の所有権」、墳墓の所有権、これは前の法律から引いて来ているので、このように書かざるを得なかったと思いますが、ここにお墓に関する権利も含まれていて、この所有権は、「慣習に従って、祖先の祭祀を主催すべきものが承継する」となっています。そこで、この慣習とは何かについて、戦後すぐに、裁判になります。戦前の日本の慣習というよりもこれは法律で長男単子相続となっていますので、長男が継ぐのですが、それは慣習とは言えない。慣習とは戦後新たに形成されたものであるという、大阪高裁の判決が出されました。

そこで、祭祀承継者は誰なのかということになりますが、民法897条には、ただし書きがあります。「被相続人の指定に従って、祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する」と規定されています。これが第1番です。本人、祭祀主催者といいますが、私のお墓は誰々が継いでくれという指定、これが1番です。2番目は、慣習です。その慣習についても、大阪高裁の判決が、最高裁までいっていませんけど有効で、「戦後新たに形成された慣習である」とされています。

戦前も実は、地方によっては長男だからといって、すべて相続できるかと言ったらそうではなくて、日本の西側、愛知県がどちらに入るのか難しいですが、主に西日本は末子相続という、1番下の子どもが相続するという慣習がありました。これは、上の子どもから順に開拓に出て行きますので、最後に末子が残るということで、末子相続と言っています。逆に、関東から北のほうは長子相続です。これは1番最初に生まれた子が相続していく。1番最初に生まれた子は男、女に関係なく、もし女の子だったら、そこに婿を迎える。年季婿といって、嫁ぎ先だけではなく実家の農作業も、何年間はしなければならぬという、婿にとっては過酷なものでした。ここで、女性が相続する場合を特に姉家督と呼ぶこともあります。

要するに、長男単子相続は認めないというのが、戦後の考え方です。なぜそうなのかというと、戦前の明治民法にあります。これが 987 条です。これも、ぜひ見ておいてください。「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、家督相続の特権に属す」と規定しています。要するに 1945 年までは、相続人は誰かということ、家督相続ですから、長男単子相続です。どんなことがあっても長男が継いでいくというのが、当時の法律です。それを、戦後になって改正しましたが、改正に当たっては様々な議論が戦わされました。現行の 897 条について、必要ないのではという意見もあります。祭祀財産も含めて全部均分相続にすればいいのであって、兄弟姉妹で話し合う。そういう意見もあります。興味ある方は、897 条の祭祀条項がなぜ残ったのかという理由を、克明に書かれていた方がいます。今の民法作った我妻榮さんという、民法の大家がおられて、私が学生の頃、我妻民法という分厚い本を、一応買いました。あまり読まなかったのですが。この我妻先生が今の民法改正に携わったときに、本人が書いています。要するに、家制度温存派、家という制度を残さなきゃいけないという人たちがいて、この人たちが納得させるために、897 条を残したと起草した人が言っています。そのことは間違いかったと思います。

しかし、民法が変わって 70 年以上経っているのに、現在でもまだ「家制度」が残っている部分があります。それは、1 つは葬式です。葬式に行くと、何々家告別式会場と書いてあります。それから、もう 1 つは、将来多くの皆さん方が経験する結婚式と結婚式後の披露宴です。これですが、まずは案内状の作成から始まって、何々家、ご両家、披露宴会場とか、結婚式場となっています。あれが、今でも続いています。個人的なことと言って申し訳ないのですが、私が結婚したのが今から 36 年前ですけど、そのときに大変でした。式場との交渉です。一応民法学者として、男女平等になったんだから、そ

んなことを書くなんて、家同士が結びつくなんて考えられないという屁理屈をごねまして、結婚式場には申し訳なかったと思いますが、家を一切外してもらって、何々「君」、私の場合、康博君、奥さんは「さん」にして、ご兩人披露宴会場の案内板をわざわざ作ってもらいました。何を考えていたのか、少なくとも民法学者としての意地ですかね。ただ、現在でも残っています。その家という名称が。何々家というのが残っていて。告別式とか通夜に参列したときにも、ご両家の皆さんからという行事が行われています。焼香順位も、未だに残っています。

その原因は何かと考えると、民法897条と、明治民法987条の影響ではないでしょうか。実は、この987条は、家督相続という封建遺制ですので1945年の段階で効力はなくなっています。それから74年ぐらい経ちました。そうすると、その間に相続が多いところで3回。まだ少ないところだと2回です。実これから土地の問題を勉強する人は、日本の不動産登記簿を見る機会があり、それには明治時代の人の名前が沢山出てきます。その相続をどのようにしたら良いかということです。戦前は良いのですが、戦前の部分については、少なくとも家督相続人までです。そこから先、何人追っかけなくては行けないかという、ものすごく大変な作業が残っています。現在、日本の山が荒れて、水害が大変なことになっていますが、あれも山の所有者を見ていくと、江戸時代まではいかないですが明治の頃の人たちの名前がどんどん出てきます。これをどうしたらいいのか。もうこれは、特別法を作って処理するしかないのかなと思います。東北の震災の後で、復興住宅を山に建てようと思っても、山の権利が全然複雑で結局はできなかった所がありました。「これはもう、特別法を作るしかないのでは」とある機会に発言したのですが、無理でした。そんなことも考えていただけたらいいかなと思います。

ここでやっと、お墓の話に戻ります。今の話とも関係しますが、

2 ページ目の真ん中から少し下、墓地の所有形態です。墓地という地盤ですから、土地の所有形態によって分類すると、そこにある 5 つくらいに分かれます。個人が持っている墓地。これは全国的にみると意外と多いです。数が結構あります。その次に、寺院が所有している墓地があります。ただし、寺院が持っている墓地ですが、これについても大変なことがありました。明治 4 年に、社寺領上知令という布告が出されました。上に知るという字です。または上地と書いてもいいのですが、上知令というのを、明治政府が出します。なぜそんな布告を出したかという、社寺の中には巨大なもの、小さいものがありますが、江戸時代の藩が、版籍奉還によって、明治政府に藩の土地と人民を返しました。にもかかわらず、寺院が、そのまま土地を持っているのはけしからんということで、上知令が出され、宗教施設以外はすべて上知するというのを明治政府が行いました。しかし、地方によってその対応はバラバラでした。宗教施設ということで、本来であれば墓地は残らなければならないのに、墓地が上知されたという例が全国各地で出てきました。明治政府が行った上知によって、登記簿上の所有者は、実態とは異なったものになっています。次に、そこに、所有者のところを見ていくと、公益法人が持っている墓地があります。それから、4 番目に、株式会社が土地を持っています。これ、本当は認められないのですが、戦後の混乱期に、なぜか株式会社の所有が許されたようです。有名なところでは、鎌倉霊園があります。これのものは西武鉄道です。西武ライオンズ、今回は残念でした。西武ライオンズのオーナー、今でも堤さんですかね。堤一族というのがありますが、そこのお墓が鎌倉霊園です。当初は西武鉄道の子会社の国土計画が鎌倉霊園を所有していました。それを現在では、厚生労働省の指導に基づいて財団法人に移行しました。ただ、現在でも、全国で 8 か所くらい、株式会社が経営している墓地があるます。それから、集落墓地です。

集落が持っていますが、後で写真を見せますけど、これをどう考えたらいいのかということになります。そうすると、墓地を所有者で分類することは、難しいのかなという気がします。

そこで、実際にはどうしたらいいかというと、次の3ページ目に経営形態による分類がでできます。経営形態については、後で読んでおいてください。例えば、個人墓地になりますが、墓地の経営主体、つまり誰が墓地を経営しているのかということになってくると、個人が経営している。個人が経営するというのはおかしいのですが、法律上経営となっていますので、個人が自分の裏庭でお墓を経営する、一族のお墓の場合もあります。そういうものと、寺院です。宗教法人が経営しているもの。それから、公益法人、株式会社、あと集落が経営している墓地。こういうものに分類して、それぞれの権利を考えていくのがいいのかなというふうに思いました。

そこで、今から、全国のお墓の写真を見せますので、その権利関係はどのようになっているのかということを考えていただきたいと思います。まずは、墓地の権利関係です。墓地の権利関係についてですが、これは所有権の売買ではありません。皆さんが間違えているのは、墓地を持っていると言った場合、土地の所有権を持っている人かと思っている人がいます。そうではなくて、あくまでも持っているのは使用权です。本来だったら利用権です。最近の民法でいったら利用権ですけど、墓地法の研究を始めた吉田久先生が、墓地使用权という言葉使って以来、現在までそうなっています。そこで、墓地使用权という用語を使います。そうすると、これは、私の大学の近くで撮ったものです。「墓地分譲中」とあります。これが、すごく紛らわしいのです。「墓地分譲中」と言っても、土地は売買していません。あくまでも、墓地使用权の分譲です。次です。これは周防大島に行った時に撮ったもので、やはり同じです。お寺の墓地ですが、「墓地分譲中」と、堂々と書いてあります。何でこうなって

いるのでしょうか。墓地は、あくまでも使用権を販売しているので、契約書には、多分書いてあるはずなのですが、こういう例がありました。

ところがです。これは、沖縄です。すみません。沖縄に行ったことがある人、どのぐらいいますか。これから行ったとき、ぜひ注意して見てください。沖縄の那覇市内の泊というところに、外人墓地があります。ここの外壁に「墓地買います」とありました。「買います」ってどういうことと思いました。ここは泊の外人墓地です。久米島行の港があります。

次に、外人墓地の中です。これ分かりますか。『ペルリ提督上陸之地』とあります。『ペルリ提督』、ペリーです。ペリーが浦賀に来る前の年に、沖縄に来ています。当時、沖縄は琉球王国とって、薩摩藩に支配されていましたが、琉球王国ということで、中国と日本との両面外交を行っていました。これは、ぜひ覚えておいてください。驚きましたが、沖縄とアメリカが、琉米修好条約を結んでいるのです。琉仏もありました。その資料が出てきました。この条約は、後で日本政府に全部引き継がれます。だから、沖縄には、現在問題はありますが、やっぱり一つの国なのです。沖縄の歴史を踏まえて、沖縄問題をみんなが理解して行けたら思っています。ちなみに、8月15日、沖縄は何もしません。沖縄は6月23日です。終戦の日というのは、沖縄と本土とは全く違うということも覚えておいてください。

これは沖縄の外人墓地ですが、沖縄に墓地及埋葬取締規則施行細則が出されるのは、明治37年です。沖縄では、琉球処分によって、沖縄県が作られ、本土から見ると遅れます。日本全国で、地租改正がおこなわれますが、沖縄はその後です。これが、沖縄の規則です。これを見ると、第6条の3行目、但し書きのところに、「売買譲渡に関わるときは、当事者双方連署するを要す」とあり、「売買」を

認めています。明らかに土地の売買です。だから沖縄県は、ちょっと違うと言うと、沖縄県の担当者からは怒られます。元々こういうふうになっていたというのが、沖縄県です。沖縄の墓地は、最近では、一族のお墓から家族のお墓に移行しつつありますが、沖縄自体が大変困っています。行く機会がありましたら、糸満市というところに行ってみてください。そこでは「きんじょう」といいます。日本人は「かねしろ」といいますが、この金城一族の墓地があります。大きな門中墓が2つあって、そこに、私が40年ほど前に行ったときに「8,000体ほど入っている」との説明を受けました。一族の人たちのお墓で、それを門中と言っています。

この写真は「ゆいレール」から撮ったものですが、門中墓は一般的には大きいのです。このお墓の前で、先祖の祭、清明祭を行います。多分1軒の家よりも、面積が広いぐらいのお墓を、作っていました。過去形です。今は、一族のお墓と言う形態が崩れてきています。崩れてきているので、逆にそれが問題になっています。これは本部町の門中墓で、亀の甲羅に似ているので、亀甲墓と言っています。元々このようなお墓は、どこから来ているかということ、地元の人に聞いたところでは、台湾からきているそうです。「台湾の石工さんが沖縄に来て、最初に作った亀甲墓がこれだ」と教えてくれました。「これは、最初に作ったから、出来があまり良くない」が、その後「だんだん技術が上がってきた」という、こういうお墓です。

それから、現代的なお墓は、これです。それでも、一区画が8平米です。清明祭を行うには小さいので、これよりも大きな16平米のものもあります。それぐらいの広さがないと、沖縄の人は先祖のお祭ができないと聞きました。清明祭のときには、道路が混むそうで、この時期は、沖縄には行かないほうが良いとも聞きました。

次の写真です。これは財団法人と書いてありますが、現在では公益財団法人になっていると思います。この公園管理協会が経営して

いる真栄里霊園です。これが契約書で、「墓及び墓地売買契約書」となっています。明らかに墓地の売買契約を行っています。沖縄は特殊だと言うと怒られますが、沖縄には沖縄の慣習があって、それに従っているだけです。これが現地の真栄里霊園の内部です。好評分譲中と書いてありますが、あまり売れてなくて、いくつか空きがありました。この先どうなるのかなと心配になりました。いずれにせよ、沖縄だけは、別で考えた方が良いでしょう。

それから、次が個人墓地です。個人墓地の取り扱いについては、山間部で近くに墓地がない場合に限り認めている県があります。四国では、徳島県以外はみな認めています。愛知県は、認めていません。従って、愛知県には法律上個人墓地は存在しないはずですが、豊田市の奥のほうへ行くと、あるはずですが。この写真は、愛媛県の西予市です。見たら分かると思いますが、家の横にお墓がぽつんと立っていて、地元の人「近くて良い」、「これが一番良いのだ」と言っています。当初は別件で調査に行ったのですが、「墓を下ろしてきた」という話を偶然聞きました。意味がよく分からなくて、地元の人に聞きました。写真の真ん中にある竹藪の裏あたりが、村の墓地です。村の墓地までお参りに上がってのが大変だからということで、現在のお墓は下のほうにあります。つまり、「墓を下ろしてきた」というわけです。ついでに家の近くまで移動してきたというのが、この写真です。西予市の担当者にお聞きしたところ、これは行政上の問題ですが、「無許可墓地なので、一切認めていません」との回答でした。それでは撤去できるかと聞いたところ、「これは、骨も当然入っているので、撤去はできない。」とのことでした。この場合は認めてもいいのではないかと。やはり便利ですよ、お墓が近いということは。

ここではないですが、香川県善通寺市で、学生と一緒に墓地の調査を行ったことがあります。これは、フィールドワークという授業

の一環です。その調査で、一人の学生がからすごい話を聞いてきたと報告がありました。「70何歳のおばあさんですけど、旦那さんが死んでから、雨の日も風の日も毎日欠かさずお墓に行っているそうです」とのことでした。アンケートに、「年に何回お墓参りに行きますか」という項目がありました。先ほど皆さんにも聞きましたが、「毎日」というのは、考えてもみませんでした。それがなぜできるかという、近いからです。集落のお墓がすぐ近くにある。これは、すごく重要なことではないかなと思います。

この写真は、愛媛県の西条市というところでは、「墓直し」ということを聞きました。現在では行われていませんが、30年ほど前までは行われていたそうです。ここは石鎚山の麓にあった、いわゆる限界集落です。現在では西条市に合併され、当時の住民は全員転居してしまって、今となっては最後の一人にお話を伺うことができず。この地域では、人が亡くなった年によって、埋葬して良い方角と悪い方角があるといわれます。今年、例えば南東が良い方角であったなら、その死者の家から南東の方角で、良い場所を見つけてそこに埋葬するというのです。そういう慣習を長年にわたって行っていました。そこで、こういう山の中に、ぽつんと、写真のようなお墓があります。これは、山にある自然石を墓石にしていますが、何年か経つとわからなくなってしまうので、埋葬した次の日に、周りに河原の丸くなった石を並べる。これを「墓直し」と言ったそうです。

こんなような形で、死者の埋葬と方角との関係がありましたが、愛媛の葬送儀礼を調べると、棺桶を母屋から出すときに、出す方角があるとのこと。今年、西から出すときに西が壁の場合には、壁をぶち破って棺桶を出したそうですので、これと同じようなことかなと思います。

次は、徳島県の池田町というところで、吉野川サービスエリアか

ら撮った写真です。こんな感じで、水田の中にぽつんとありますので、山間部とはとても思えません。これ何でしょうかということですよ。これは、大分県です。大分県でも、こういう個人墓地が、ちょこちょこあります。これも、個人墓の写真で、手前の影が私です。私は、影で参加しています。大分県の特徴は何かというと、墓石の文字に金箔が貼ってあることです。なんとという豪華なものなのかということでした。

次は、鳥根県の津和野町というところですよ。お墓を作る場合には、民家から何メートル離れていなくてはいけないという施行細則がありますが、一切そういうことは無視されているようです。地方によっては、問題はないということですね。

次は高知県です。高知県は、個人墓地を認めていませんが、これは高知市にある坂本龍馬記念館から見た花海道というところですよ。手前の3分の1くらいは村の墓地です。そこから先は、防風林で、所有者は国です。ここの中に、約3キロメートルに渡って、墓石が並んでいます。地元の人に聞くと、山内の殿様が「お墓を建てていいよ」と言ったということで、その殿様は誰だということになります。高知の人には分かると思いますが、土佐藩の藩主山内家になります。確かにそう言われると、江戸時代の墓石がたくさんあります。やはり山内の殿様が認めていたという感じがします。全国には、いろいろな墓地があります。

その次は、集落墓地です。これは奈良県ですが、以前は都祁村で、現在は平成の大合併によって奈良市になりました。東名阪自動車道を通って、ここからだとも1時間ちょっとで着くと思います。これが、都祁村にある集落墓地の一つである地蔵墓地です。全部で5つの集落が利用していますが、それぞれ、墓地の運営方法が異なっています。登記簿を見ますと、こんな感じです。登記簿では、5つの集落の共有地となっています。どのように管理しているのかということ

ですが、見に行くときは、盆が明けてから行ってください。普通は、墓掃除をしません。ですから、草が伸び放題で大変です。写真の真ん中で、盛り上がっているところ、これは刈り取った草の残骸です。ちなみに、この墓地は現在でも原則土葬です。他の墓地においても土葬ができないわけではありませんが、一定の面積がないとできません。この墓地の、ちょうど入って左側、南之庄と言いますが、この集落だけは集落の決議で土葬をやめて火葬にしました。ただし、火葬にした後も右から順番に埋めていくという方法は、前からの伝統だそうです。それ以外のところ、下の方から、友田、来迎寺、小山戸、甲岡という集落の地名です。この中の友田と来迎寺については、社会学者がつけた名前ですが年齢階梯制墓地です。これは何なのかというと、お墓が階段状になっていて、一番下が若くして死んだ人を埋葬する段。若くして死ぬことは良くないとのことで、下から20代、30代、40代、50代となっていたのですが、最近では長生きになり、80代、90代と上のほうに、上のほうにと墓域を広げたのですが、「これ以上は場所がなくなっている」とも言っています。もう一つ、この年齢階梯制墓地の大きな特色は、段ごとに一方から順番に埋めて行き、一杯になると、また最初に戻るということです。ものすごく合理的です。墓地の面積は広がりません。最初に戻って、掘ったときに、以前の骨が出てくるかも分からない。私は調査に行ったときに、ちょうど葬式がありまして、前の年にお世話になった方の葬式です。ここでは、3年間調査を行いました。そこで、墓穴を掘っているところを見せていただきましたが、墓穴を掘っていたら、前の人の骨が出てきました。集落に人には、その骨は誰かが分かるのです。「あっ、これ、何とかの婆さんの骨だ」と言っていました。それを聞いて驚いたのですが、その骨をどうするのかと思っていたら、投げてしまいました。この下は水田です。水田に向かって、投げてしまったのです。以前に亡くなった方の骨ですから、年十数は

経っています。順番に移動して、一周してきたところですから。と
いうようなことがあって、驚いたというか、びっくりしました。現
在でも、まだ土葬を続けてる、そんなところです。

ちなみに、土葬ができないというのは、条例で決まっています。
東京都の場合も、23区内は条例で土葬できないことになっています
が、東京都の奥多摩地区、今回、水害で大変ですが、ここでは、土
葬が今でもできます。土葬については、そんなようなことで、でき
るところとできないところは、条例等で決められています。

次は寺院墓地です。この墓地をなぜ紹介するのかです。これも愛媛
県の松山市にある津和地島の、曹洞宗の寺院です。ここには、歴代
住職の塔と、その横に禅尼塔があります。住職さんとお庫裡さん、
奥さんですが、お墓が分かれています。なぜだろうかと思いますが、
理由は分かりません。興味のある人は、研究してみてください。私
の実家の旦那寺も曹洞宗ですが、分けていません。宗教的には、な
いと思います。ただし、日本の宗教でいきますと、浄土真宗系以外
の宗派では、妻を持つことが許されたのは、明治になってからのこ
とです。

次の写真です。先ほど津和野の民家に隣接した墓地の写真を見せ
ましたが、なぜ津和野に行ったかというのは、この墓が見たくて行
きました。この部分を大きくすると、森林太郎墓とだけ書いてお
ります。これ、誰だか分かりますよね。森鷗外です。森鷗外のお墓
は、東京にもありますが、これ実家のお墓です。墓石には、官位も
爵位も何もいらぬ。ただ名前さえあればいいという希望だったそ
うです。これは、森一族の墓石群一番奥にありました。この墓を見
たくて、津和野まで行ってきました。

次は、地方公共団体が経営する墓地です。現在は町村合併で志摩
市となりましたが、合併する前の大王町というところです。大王町
には、お墓が5カ所しかありませんが、すべて町営でした。住んで

いる人は、全員ここに入れればいいと担当者は言っていました。去年、サミットが行われたのが志摩市です。合併の際の協議会で墓地も話題になりましたが、志摩市が大王町のように住民に対して墓地を用意することはしないことが決定されてしまいました。それ以降、志摩市、大王町には行っていませんが、少なくとも旧大王町地区には、写真にあるようなお墓があり、すべての住民の墓地要求に答えることができるといいます。何しろ面積が大きくて、中学校のグラウンドよりも、はるかに大きい。また、一区画も大きいのですが、ここが名切墓地の正面で、太平洋に向かって広がっています。墓地の西側には、林が残っていますから、「墓地を増設する土地がありますので、十分供給できますよ」と担当者は言っていました。残念です。現在、日本ではとっておきますが、地方公共団体がすべての住民に墓地を提供するというは、なくなっていました。時間があれば、ヨーロッパのお墓も見せたいと思いますが、地方公共団体が経営している巨大な墓地もあります。

それでは、レジュメのほうに戻っていただいて、墓地使用権の分類というところですよ。4ページ目を見てください。学生の皆さん、ここからは勉強になるはずで、資料もあります。他人の土地を利用する権利です。2年生になると、物権と債権を勉強すると思いますが、その中に、物権としては、地上権という権利と、入会権という権利があります。「にゅうかい」と読まないように。「いりあい」と読んでください。債権に関しては、賃借権と、使用借権という権利が、民法には規定されています。

それでは、この墓地使用権を民法の規定に照らした場合、どれになるのでしょうか。どれにも合わないのではないのでしょうか。ただし、集落の墓地使用権は、入会権にかなり近いかなと思っています。集落によっては、村落共同体が完全に解体してしまっている。先ほど紹介した都祁村の地蔵墓地ですが、あそこの中でも、共同体が解

体しているところは無理ですけど、昔ながらの慣習が続いているところは、多分入会権に近い権利なのかなと思います。

次に地上権ですが、これには存続期間があります。お墓というのは代々承継されることを前提としていますので、存続期間ということ自体がお墓にはなじまないと考えます。賃借権と使用借権も同様に、民法の規定の中で解釈するのは、無理があるのではないかと考えています。

そこで、墓地使用権の法的な解釈ですが、3 ページの一番下のところに、寺院営墓地使用権、集落営墓地使用権、公営墓地使用権、霊園営墓地使用権に分類しておきました。ここで霊園営墓地使用権については、公益財団法人や社団法人が経営している民法法人が経営している墓地の使用権です。

実際に裁判となって判決が出されてはいるのですが、その判決も寺院営墓地使用権と集落営墓地使用権に関するもので、他は判決すら出ていません。更に、判決も高裁までで、最高裁の判決は出されていません。ただし、最高裁で寺院墓地の区画整理に関して、判決が一つ出ましたが、墓地使用権そのものを扱ったものではありませんでした。若い皆さん、研究に、ぜひこういうテーマを選んでください。私をすぐに乗り越えられると思いますし、もうまもなく私がこの世からいなくなりますので、ぜひこんなテーマを、勉強をしていただけたらと思います。

私は墓地使用権を、どれに当てはめたらいいのかなということで、頭を悩ませています。一応、『墓地法の研究』という、タイトルだけは、でかい本を出しました。そこに私の見解は書いてあるのですが、まだ分からない所があり、現在も研究中です。

ところで、最近、新しい葬法が出てきました。これまでとは少し変わったお墓が、出てきたということで。この写真は、樹木葬といえます。皆さん方の、おじいさん、おばあさんの年齢ぐらいかなと

思います。昨年、2018年に産まれた子どもの数が、ついに92万人切りしました。皆さん方は、どのように思われるか知りませんが、1947、48、49年、の3年間に産まれた人たちを、団塊の世代といいます。これは作家の堺屋太一さんがつけた名前です。なぜ団塊の世代かという、何しろ人口が多いのです。1年間で何人くらい産まれていると思いますか。去年1年間で、91万人です。この3年間というのは、どれくらい産まれたかという、毎年268万人です。去年の約3倍になります。その人たちが、今どうなっているのでしょうか。ひょっとすると、君たちのおじいさんかおばあさんが、この年代にあたるのではないかと思います。その人たちが今、70歳を迎えています。もう間もなく、75歳になり、75歳は、WHOの定義では後期高齢者となります。65歳は高齢者ですので、私は高齢者です。80歳以上は、何というか分かりますか。80歳以上、ひどい話ですが、末期高齢者といいます。私が付けたわけではなくWHOが付けた、日本語訳です。

この団塊の世代の人たちは、兄弟が多いものですから、特に次三男が、自分のお墓をどうするかと思うようになってきました。それと、もう1つ、一番今言われているのは、子どもたちに迷惑かけたくないというよりも、子どもたちは多分お墓の面倒見てくれないだろうとなりました。そういうことで出てきたのが、樹木葬という考え方です。これは、岩手県一関市にある知勝院の住職である、千坂さんという僧侶が始めたものです。この樹木葬は、荒れ果てて行く里山をなんとか守っていこうということで、始まりました。写真の後ろ姿が、千坂さんです。前のほうを歩いているのは、見学者です。こういうところがあって、この山全体がお墓になっています。よくこれで、墓地としての許可が取れたなと思います。開設当時は岩手県の許可を受けています。墓石はありません。墓石がないものですから、その地域にあった木を植えて行きます。それで樹木葬

というのです。写真のように木札が立っており、その下に焼骨が埋まっています。この木札は毎年替えるそうです。毎年替えないと、雨とか雪で腐ってしまうからということでした。千坂さん曰くですが、樹木葬を商標登録しておけば良かった。登録をしなかった、誰が使ってもいいことになっています。墓石の代わりに、樹木を植えるだけで、樹木葬墓地になってしまう。最近、京都では、寺院墓地の片隅に直径30センチくらいの納骨スペースを設けて、植物を植え樹木葬墓地と呼んでいます。これで良いのだろうかという気がします。元々は、里山を守るために、焼骨をそこに入れたらというところから、スタートしたものです。

これは、伊豆大島です。見えないと思いますが、真ん中に富士山が写っています。写真ですと、ほとんど霞んでいて見えませんが、景色の素晴らしいところです。「千の風みらい園」というところで、こんな形になっています。これには、石のプレートがついています、樹木葬と呼んでいます。いろいろな形態の樹木葬墓地ができていますが、この墓地の特色は祭祀承継者を必要としないという点にあります。今回用意した写真はここまでです。

もう一つ予定していたのですが、パソコンに写真が入っていませんので、口頭で説明します。それは、ヨーロッパの墓地で、中でもスウェーデンの墓地です。先日今年のノーベル賞受賞者の発表があり、間もなく授賞式がストックホルムの市庁舎で行われます。そのストックホルム・センター駅から地下鉄で15分のところに、森の墓地という、世界遺産に登録されている墓地があります。広さが101ha。100m四方が101枚という、それくいの広さがあります。歩いてみると1日かかってしまうような、広大な広さで、当然バスも通っています。この墓地は、ストックホルム市が将来の人口増加を見越して、1900年代初頭から計画的に造成してきたものです。「森の墓地」とあるように、自然に恵まれた森の中にあり、墓地という

よりも市民の憩いの場ともなっています。わが国にも、100年後を見据えた墓地計画が必要ではないかと考えています。

大体、予定の時間になりました。結論的に申しますと、墓地の法律関係については、まだわからない部分が多くあります。話を聞いていただいた皆さん、これから墓地法を研究してみてください。研究者も少ないので、独自の考え方を見つけ出すことができると思います。過去の判例も少ないので、これらをしっかり読み込んで、議論していただければ幸いです。

まとまらない話で申し訳ありませんが、この後、質問がありましたら、答えられる範囲内でお答えします。それでは、ご清聴ありがとうございました。

小林：竹内先生、貴重な講演、どうもありがとうございます。せっかくの機会ですから、質問等のある方は、手を挙げてください。今、マイクを持ってきます。

質問者1：お話ありがとうございました。一つ気になったのが、土葬と火葬があって、火葬のほうは広く行われていて、土葬のほうも一部では認められているとのことですが。不思議に思ったのが、土葬と火葬という二つの方法があって、一つが受け入れられていて、一つは一部ということが気になって。どうしてそのように認められているところと、条例で一部認められているところがあるというように分かれていったのが、気になったので、もし知っていたら教えていただきたいです。

竹内：答えられるかどうか分かりませんが、まず原則は、土葬から始まっています。火葬できる人というのは、それなりに身分の高かった人でないとできなかった、燃料がいりますので。土葬というのは、土を掘って埋めるだけです。簡単でした。もっと言うと、土葬というよりも、棄葬というものもあります。沖縄では、風葬と言いま

す。崖のところに、死体を置いておきます。それで、骨にする。そういうことも、行われていました。ただ、衛生上、良くないということで土葬になったようです。現在では、過去の統計がありますが、江戸から明治になるころに、いわゆる江戸では火葬率が、だいたい 50% ぐらいだったそうです。それから、全国に普及して行きます。現在では、日本人は、本当に火葬を受け入れました。驚くくらいのスピードで、受け入れて、今では 99.9% が火葬です。残りが土葬で、少なくなりました。ただ、衛生上の関係もあって、東京の 23 区は、早々と土葬を禁止しました。これが他の地域にも波及していきました。先ほど愛媛県の山の中の墓地写真を見てもらいましたが、土葬しても別に問題はないと思います。ただし、土葬するときは、深さが 1.8 メートル以上掘らなきゃいけないとか、近くに飲料水とかの、水源があってはいけないという、規定はあります。それさえクリアできれば、大丈夫です。正直言って、現在では、土葬できるお墓は、ほとんどなくなっています。だから、先ほどお話ししたイスラムの人たちのお墓をどうするのかということは、国際化のことを考えたときには、日本も何とかしなければならぬと思います。良い場所じゃないかな、この大学の周りは、と言うと怒られるかな。日進市に手を挙げていただいて、イスラムの皆さん、墓地はこちらへどうぞ、日本の仏教の寛容さを見せていただいて、そんなことができたら、本当は良いかなと思います。

もう一ついいですか。少し関連するのですが、現在、火葬場が足りません。東京近辺は、死体ホテルという、死体を預かってくれるホテルができています。なぜかという、火葬をするのに順番待ちで、下手すると 1 週間ぐらい待たなきゃいけないからです。これが、どんどん酷くなって行きます。というのは、毎年死者の数が増えていきます。今から、2040 年に向けて、増えていって、尚且つ火葬場が増えないのです。逆に火葬炉が、大変な状態になっていますので、

今後、何とかしなくてはならない。

もう一つ、すごい話があって、死体を凍結して、薬剤で溶かすという葬法です。環境には、一番良いといえます。燃やすと、二酸化炭素が出ます。それではなくて、薬剤によって、ほんとに全く自然に戻るといふ、そういう葬法が、考えられているそうです。将来、「2020年頃に、火葬か土葬という話をしていたよね」という時代が、皆さんが生きているときに来るかも分からないということです。火葬が受け入れられたことは、すごいことです。すみません。答えになったでしょうか？

質問者1：ありがとうございます。

竹内：すみません。

小林：あと一人ぐらいは大丈夫ですかね。あと5分ぐらいですか。

中谷：もしあれば、手を挙げてください。

質問者2：今日はお忙しい中、ご多用の中、お話しいただきありがとうございます。結構、漠然とした質問になるのですが、先ほど、死者の方が増えるということもありますし、結構、個人で墓を作りたいって人も、増えている件もありまして、墓だらけになるのではないかというのが、ちょっとあります。そこで、国とか地方とかで、でっかめの墓を1個建てちゃって、そこにたくさん、地方の方々の墓地っていうか、骨を入れるっていう考えもあるんですけど。それについてなにか知っていることがあれば、お願いします。

竹内：今、東京はすごく深刻です。東京に、都営小平霊園では、200平米ほどの広さに、1万何千体入れるような、立体式の墓地を造成して利用者を募集しています。私の知り合いは、「骨捨て場」と言っています。昨年の宗教法学会で、それでいいのかと発言したところ、会員である弁護士さんが、「私もう、それを予約しました」ということでした。そんなのがありましたので。これは、人それぞれ考え方だと思います。

今日ちょっと触れなかったのですが、もう一つの葬法として、散骨葬が行われています。骨を撒くということです。散骨葬というのは、ヨーロッパでは結構普及しています。それは、散骨する場所が、特定されています。また、アメリカのカリフォルニア州では、陸地から5マイル先まで行ったら、海に骨を撒いても良い。その代わり直径5ミリ以下に、骨を砕いてから撒いてくださいというものです。骨を砕く方法ですが、写真もあります。ヨーロッパには、骨を、細かくする機械があります。コペンハーゲンの火葬場に設置されていて、鉄の球が回転して、焼骨を細かくしてくれます。「せっかく日本から来たから、見ていけ」と言われて、見たくもなかったのですが、見せられました。

もう一つ、皆さん方が、どのように思っているかということがあります。骨を拾う場に立ち会ったことのある人はいますか。親族に死者があつて、骨を拾う場に、立ち会った人。愛知県では、一部の骨だけ拾います。残った骨は、どうするのですか。残った骨は、お返ししますよね。「いりません」と言つて。それは、どうなりますか。いわゆるゴミになります。それで、火葬場を経営する各自治体が、それ処分します。この前、新聞に1円入札という記事がありました。その残骨を1円で入札したという記事です。残骨の中には貴金属が入っている場合もありますから、入札を行つてきたそうです。

実は、愛媛大学の某先生が、正確には先生の遺族が、行つた方法ですが、「火葬場で死体を燃やしてもらつたので、もう骨はいりません。市の方で、それをお引き取ってください」と申し出ました。もめたそうです。西日本エリアは、だいたい部分収骨です。部分収骨だから、骨壺が小さい。関東エリアは、全部収骨です。焼骨を全部取りますので、骨壺が大きい。これも習俗ですけど、一部を捨てるのも全部を捨てるのも同じじゃないですかとなり、結局は全部引き取ってもらつたとのことでした

私がもう1個考えているのは、火葬炉で全部燃やしきるという方法です。燃やしきって、天に上ることになる。最近の火葬場に行ったことはありますか。まず煙突がない。無煙無臭です。煙突がないから、天に昇れない。わざわざ煙突を作って、天に上るのも変です。ただし、火葬炉の温度が、高くないと死体を燃やしきれないそうです。友人に、火葬炉の専門家がいるものですから、聞いたら、「今の火葬炉じゃ無理です」って言われてしまいました。先ほど言いました、薬剤・液剤で溶かすというのも、一つの方法なのかという気がします。それも含めて、皆さんも、考えてみてください。

小林：まだ質問したい方とか、いらっしゃるかもしれませんが、ちょうど、時間になりましたので、これで終わりにしたいと思います。最後に、お忙しい中おいでいただきました竹内先生に、改めて拍手でお礼の意味を表したいと思います。どうもありがとうございます。これで講演会を終わりにしたいと思います。